

議案第6号

1 議案名

徳島県教育委員会文書規程の一部を改正する訓令について

2 提案理由

徳島県立しらさぎ中学校の設置に伴い、所要の改正を行う必要がある。

教育政策課

徳島県教育委員会文書規程の一部を改正する訓令について

教育政策課

1 改正の理由

徳島県立しらさぎ中学校の設置に伴い、所要の改正を行う必要がある。

2 改正の概要

徳島県立しらさぎ中学校の文書の記号を新設する。

3 施行期日

令和2年6月1日

条 例 等 立 案 表

<p>題 名 徳島県教育委員会文書規程の一部を改正する訓令</p>	<p>課(室)名 教育政策課</p>
	<p>担当者名 近 藤 渚</p>
	<p>電話番号 三 二 〇 八</p>
<p>改正理由 徳島県立しらねぎ中学校の設置に伴い、所要の改正を行う必要がある。</p>	
<p>あらまし 一 徳島県立しらねぎ中学校の文書の記号を定めることとした。 二 この訓令は、令和二年六月一日から施行することとした。</p>	
<p>予算上の措置</p>	<p>考 備</p>
<p>関係法規</p>	
<p>法令審査会 <input checked="" type="checkbox"/> 要 ・ 否</p>	

徳島県教育委員会訓令第 号

庁 中 一 般
各 教 育 機 関

徳島県教育委員会文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年 月 日

徳島県教育委員会教育長 榎 浩 一

徳島県教育委員会文書規程の一部を改正する訓令

徳島県教育委員会文書規程（平成十二年徳島県教育委員会訓令第三号）の一部を次のよ
うに改正する。

別表徳島県立総合教育センターの項の次に次のように加える。

徳島県はしらのみぢ中学校

— し 中 —

附 則

この訓令は、令和二年六月一日から施行する。

故 正 案		取 行	
別表（第4条関係） 教育機関の文書の記号		別表（第4条関係） 教育機関の文書の記号	
教育機関の名称	記号	教育機関の名称	記号
徳島県立総合教育センター	総 教 セ	徳島県立総合教育センター	総 教 セ
徳島県立しらさぎ中学校	し 中	（新設）	（新設）
徳島県立富岡東中学校	富 東 中	徳島県立富岡東中学校	富 東 中
（略）	（略）	（略）	（略）